

令和 6 年度 日野市手数料、使用料等検討委員会 手数料改正案等に関する意見書

（対象事業等）

- 都市計画証明手数料
- （原動機付自転車等）ナンバー紛失弁償金
- 日野市手数料、使用料等の設定に関するガイドライン

日野市手数料、使用料等検討委員会

手数料、使用料等の改正案に対する意見について

本委員会は、手数料、使用料等に関する事項について、市長の依頼に基づき「日野市手数料、使用料等の設定に関するガイドライン」を踏まえて会議を実施、委員会としての意見をとりまとめ、市長に意見及び助言をするものである。

令和 6 年 6 月 24 日

日野市長 大坪 冬彦 様

日野市手数料、使用料等検討委員会

委員長 堀江 優子

委員 河合 利春

委員 比留間 文彦

(※委員は五十音順)

1 議案

本委員会にて審議した議案は、次の3件である。

議案	内容
第1号	都市計画証明手数料の改定案について
第2号	ナンバー紛失弁償金の改定案について
第3号	日野市手数料、使用料等の設定に関するガイドラインの改正案について

2 意見内容

各議案について検討した結果を以下に示す。市長はこの内容を参考とし、方針を決定されたい。

議案	内容	検討結果
第1号	都市計画証明手数料の改定案について	原案のとおり改定することが妥当であるとする。
第2号	ナンバー紛失弁償金の改定案について	原案のとおり改定することが妥当であるとする。
第3号	日野市手数料、使用料等の設定に関するガイドラインの改正案について	原案のとおり改定することが妥当であるとする。

なお、審議した具体的な案は8ページ以降のとおりである。

上記の検討結果は「日野市手数料、使用料等の設定に関するガイドライン（令和5年3月14日最終改正。以下、「ガイドライン」という。）」に基づき算定した事務経費、現行の手数料などから判断したものである。

委員会の検討における意見は次項以降のとおりである。

3 各議案の詳細

(1) 議案第1号 都市計画証明手数料の改定案について

① 手数料の概要

手数料を徴収する事項	交付方法	当該事務の概要
都市計画証明	窓口交付	申請地が市街化区域及び市街化調整区域、地域地区、都市計画施設等に含まれているかを証明するもの。
	郵送交付	

- ※ 市街化区域及び市街化調整区域…既に市街地として形成され、又は市街化を進めるべきとしている区域を「市街化区域」、逆に市街化を抑制すべき区域を「市街化調整区域」という。
- ※ 地域地区…用途地域や防火地域など、区域内の建築物の用途や容積率等の規制を適用することとした区域をいう。
- ※ 都市計画施設…都市計画に定められた道路、公園、下水道などの施設をいう。

② 改正案の詳細

手数料名	現行額 (円)	改定額 (円)	差額 (円)
都市計画証明手数料（窓口交付）	300	450	+150
都市計画証明手数料（郵送交付）	400	600	+200

③ 改定理由

- 証明書の交付に係る経費として、1件当たり2,965円（窓口交付）、4,009円（郵送交付）とそれぞれ発生している。現行の金額とは大きな乖離があり、見直しが必要である。
- 当該証明書は、主に特定の個人等の利益に供する目的で利用されるため、原則利用者に負担していただくべきものである。
- ガイドラインに基づき、近隣自治体における金額の設定状況、激変緩和措置等の観点も踏まえ、上記改定が妥当と考える。

④ 委員会の意見総括

- 手数料の改定案については、ガイドラインに則って算出され、かつ近隣自治体の状況に鑑みても、適当であると考ええる。

⑤ 委員の個別意見

- ガイドラインには激変緩和措置が定められており、現状では本件改定案にも適用をせざるを得ない。一方で、本件のように、経費と手数料に大きな乖離があり、同一の利用者において継続的な利用がない事務については、激変緩和措置の趣旨から考慮するに、適用は必須と思われない。ついては、激変緩和措置の必要性は認められるものの、今後、ガイドラインにおいて、事務の態様に応じて激変緩和措置を適用しないことができる余地を設けるなど、激変緩和措置の在り方を再検討する必要がある。

(2) 議案第 2 号 ナンバー紛失弁償金の改定案について

① 弁償金の概要

弁償金を徴収する事項	徴収方法	当該事務の概要
ナンバー紛失弁償金	廃車の窓口申告	原動機付自転車等の所有者は、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。また、所有者でなくなった者は、その標識を返納しなければならない。 標識の交付を受けた者の故意又は過失により、当該標識をき損又は亡失したときは、弁償金として 150 円を納めなければならない。 (日野市市税条例 第 90 条第 1 項・第 6 項・第 8 項)
	廃車の郵送申告	

② 改正案の詳細

弁償金名	現行額 (円)	改定額 (円)	差額 (円)
ナンバー紛失弁償金（廃車の窓口申告）	150	200	+50
ナンバー紛失弁償金（廃車の郵送申告）	150	200	+50

③ 改定理由

- 本件弁償金は紛失したナンバーの実費弁償としてのものであることから、ナンバーの購入費、事務処理の人件費から算出されるべきものであるところ、その経費は 221 円となった。
- 他の自治体の状況では、都内 26 市においては 200 円と設定している自治体が 15 市と最多である。
- これらのことから、上記のように改定することが妥当と考える。

④ 委員会の意見総括

- 弁償金の改定案については、近隣自治体の設定状況、最終的な見直しから 20 年以上が経過しており、その間の物価の上昇なども考慮すると、適当であるとする。

(3) 議案第3号 日野市手数料、使用料等の設定に関するガイドラインの改正案について

① 改正案の概要

- ガイドラインにおける減免規定においては、子どもに係る経済的負担の軽減について言及がなかったため、これを追記するもの。
- その他、誤字等の所要の修正を行うもの。

② 改正案の詳細

No.	ページ	箇所	改正内容
1	11	【原価算出の方法】表イ	● 不要なスペースの削除
2	17 ～ 18	4 減額及び免除規定	● 子どもに係る減免に関する記述の追加 ● 減免の検討に当たっては、類似施設との整合性に配慮することを追記 ● 減免制度に関する基本的な考え方に、総合的な受益と負担の公平性等や、減免により実現できる機会保障の限界と給付制度の考慮について追記
3	20	5 施設に付帯する駐車場使用料 (3)減免規定	● 駐車場の使用料においても、No.2 の趣旨を準用する旨を追記
4	24	②総価算定方式	● 誤字及び計算式の誤りの訂正
5	31	3 各施設における利用者負担割合の現状	● 施設の変更・廃止を反映

③ 改正理由

- 昨今の少子化及び子どもの貧困という社会課題に対応するため、子育てに係る経済的負担の軽減という観点から、子どもの施設利用に係る使用料の減免についてガイドラインに明記することは必須である。
- 一方で、減免の適用にあたっては、ガイドラインが定める利用者負担の原則や、6次行革の背景である財政的な制約、生活困窮世帯の子どもに対する減免に付随する機微情報の漏洩リスク、全ての子どもを減免した場合に生じる逆進性、給付制度との制度代替・補完関係等も含め、様々な要素を総合的に考慮することが求められる。
- また、庁内調査、26市調査結果からも、施設特性の観点から、全ての子どもを対象とした全施設一律の減免を義務化することは適切ではないと考える現場、自治体が多いことも判明した。
- 以上により、子どもに対する減免は、その対象・水準も含め、各施設の特性に応じて個別に設定するものとする。

④ 委員会の意見総括

- ガイドラインの改正案については、子育ての経済的負担軽減に向けて前進するものであり、妥

当なものと考えられる。

⑤ 委員の個別意見

- 財政的な制約がある現時点においては当該改正案に賛成であるものの、将来的には、子ども利用について一律的に免除となるべき。その使用料では維持できない、という場合には、当該施設が公共サービスとして過剰である可能性があるし、激変緩和措置などの適用を外して適切な収入を別に得ることで対応する方途もある。
- 生活困窮世帯のみを抽出して減免することは、実運用上大変な難しさがある。実例として、子ども食堂では運営側から対象となる子どもに声をかけてしまうと、生活困窮世帯であることが他の人に知られてしまうリスクが生じてしまう。

4 資料（抄）

（１） 議案第１号 都市計画証明手数料の改定案について

都市計画証明手数料（通常分）

都市計画課

1. 原価の算出

経費の項目	算出額(R4決算)	小項目	算出方法	算出額(R4決算)	算定項目		
①人件費	2,965円				時間単価(固定)	提供所要時間	
		人件費	時間単価 × 提供所要時間	2,965円	4,176円	0.71時間	
②物件費	0円				人件費(決算)	年間勤務時間	提供所要時間
		賃金(①除く)	時間単価（人件費 ÷ 勤務時間） × 提供所要時間	0円	0円	0時間	0.00時間
		需用費	【前年度決算額 × 使用割合】／年間処理件数（年間処理数）	0円	0円	0%	40件
		委託料	【前年度決算額 × 使用割合】／年間処理件数（年間処理数）	0円	0円	0.0%	40件
		使用料及び賃借料	【前年度決算額 × 使用割合】／年間処理件数（年間処理数）	0円	0円	0%	40件
		その他経費	【前年度決算額 × 使用割合】／年間処理件数（年間処理数）	0円	0円	0.0%	40件
					前年度決算額	使用割合	年間処理件数
③減価償却費	0円	減価償却費	【前年度決算額 × 使用割合】／年間処理件数（年間処理数）	0円	0円	0%	40件
原価	2,965円						

2. 基準額の算定

利用者負担割合	100%
原価 × 利用者負担割合 100% =	2,965円

理由： 地方自治法第227条において、「普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。」と定められており、当該証明書は、個人の住宅等の建設など、主に特定の個人等の利益に供する目的で利用されるため、利用者負担割合を100%とするものであ

3. 激変緩和措置（改定上限額の設定）

現行額	300円
改定上限額	450円（現行額の1.5倍）

4. 改定要否判断

(参考)現行額と基準額の乖離	888%	原則として要改定
改定額（案）	450円	（10円単位で端数処理）

理由： 当該証明書は、主に特定の個人等の利益に供する目的で利用されるものであり、原価と現行の手数料に大きな乖離があることから改定は必要であるが、激変緩和の観点から450円に設定する。

5. 他自治体の状況

自治体名	手数料名	料金
調布市	都市計画証明手数料	2,000円
西東京市	都市計画証明手数料	2,000円
東久留米市	都市計画証明手数料	1,500円
青梅市	都市計画証明手数料	300円
小金井市	都市計画証明手数料	300円
昭島市	都市計画証明手数料	200円

都市計画証明手数料（郵送分）

都市計画課

1. 原価の算出

経費の項目	算出額(R4決算)	小項目	算出方法	算出額(R4決算)	算定項目		
①人件費	4,009円	人件費	時間単価 × 提供所要時間	4,009円	時間単価(固定)	提供所要時間	
					4,176円	0.96時間	
②物件費	0円	賃金(①除く)	時間単価（人件費 ÷ 勤務時間） × 提供所要時間	0円	人件費(決算)	年間勤務時間	提供所要時間
					0円	0時間	0.00時間
		需用費	【前年度決算額 × 使用割合】 / 年間処理件数（年間処理数）	0円	前年度決算額	使用割合	年間処理件数
					0円	0%	1件
		委託料	【前年度決算額 × 使用割合】 / 年間処理件数（年間処理数）	0円	前年度決算額	使用割合	年間処理件数
					0円	0.0%	1件
		使用料及び賃借料	【前年度決算額 × 使用割合】 / 年間処理件数（年間処理数）	0円	前年度決算額	使用割合	年間処理件数
					0円	0%	1件
		その他経費	【前年度決算額 × 使用割合】 / 年間処理件数（年間処理数）	0円	前年度決算額	使用割合	年間処理件数
					0円	0.0%	1件
③減価償却費	0円	減価償却費	【前年度決算額 × 使用割合】 / 年間処理件数（年間処理数）	0円	前年度決算額	使用割合	年間処理件数
					0円	0%	1件
原価	4,009円						

2. 基準額の算定

利用者負担割合	100%
原価 × 利用者負担割合 100% =	4,009円

理由： 地方自治法第227条において、「普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。」と定められており、当該証明書は、個人の住宅等の建設など、主に特定の個人等の利益に供する目的で利用されるため、利用者負担割合を100%とするものであ

3. 激変緩和措置（改定上限額の設定）

現行額	400円
改定上限額	600円（現行額の1.5倍）

4. 改定要否判断

(参考)現行額と基準額の乖離	902%	原則として要改定
改定額（案）	600円	（10円単位で端数処理）

理由： 当該証明書は、主に特定の個人等の利益に供する目的で利用されるものであり、原価と現行の手数料に大きな乖離があることから改定は必要であるが、激変緩和の観点から600円に設定する。

5. 他自治体の状況

自治体名	手数料名	料金
西東京市	都市計画証明手数料	2,000円
東久留米市	都市計画証明手数料	1,500円
青梅市	都市計画証明手数料	520円
昭島市	都市計画証明手数料	200円
※別に申請者負担のレターパックの準備等あり		

(2) 議案第2号 ナンバー紛失弁償金の改定案について

ナンバー紛失弁償金

市民部 市民税課

1. 原価の算出

経費の項目	算出額(R4決算)	小項目	算出方法	算出額(R4決算)	算定項目		
①人件費	67円	人件費	時間単価 × 提供所要時間	67円	時間単価(固定)	提供所要時間	
					4,176円	0.02時間	
②物件費	154円	需用費	1枚当たり単価【前年度決算額/購入枚数】	154円	前年度決算額	購入枚数	
					207,900円	1,350枚	
原価	221円						

2. 基準額の算定

利用者負担割合	100%
原価 × 利用者負担割合 100% =	221円

理由： おおむね実費弁償的なものに該当するため

3. 激変緩和措置（改定上限額の設定）

現行額	150円
改定上限額	225円 (現行額の1.5倍)

4. 改定要否判断

(参考)現行額と基準額の乖離	47%
改定額（案）	200円 (10円単位で端数処理)

理由： 多摩地区26市の中で15市が、200円の弁償金としており、改訂上限額等を考慮して200円が妥当な金額と考えるもの

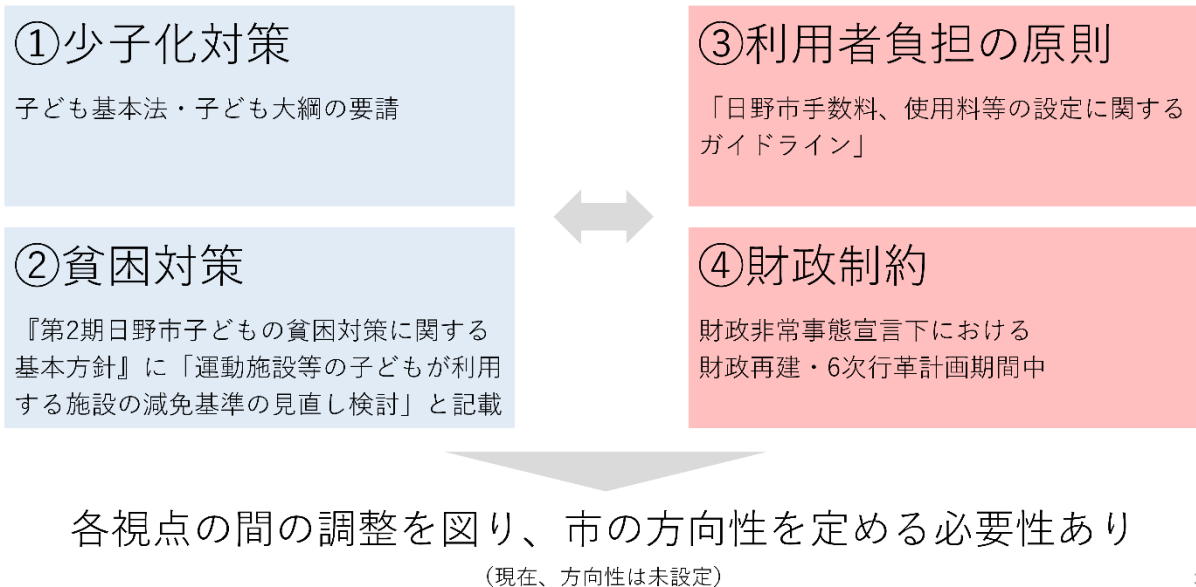
5. 他自治体の状況

令和5年9月現在

自治体名	手数料名	料金
東村山市 国立市 狛江市 清瀬市 西東京市	ナンバー紛失弁償金	100円
立川市 武蔵野市 三鷹市 府中市 昭島市 調布市 町田市 小金井市 小平市 国分寺市 東大和市 東久留米市 武蔵村山市 多摩市 稲城市	ナンバー紛失弁償金	200円
八王子市 青梅市 福生市 羽村市 あきる野市	ナンバー紛失弁償金	300円

(3) 議案第3号 日野市手数料、使用料等のガイドラインの改正案について

1. 検討の背景



3

2. こども大綱における言及

こども家庭庁発出の『こども大綱（令和5年12月22日）』には、

使用料の減免に関して直接の言及はない。

【関連】

遊びや体験の機会・居場所の創出、その場合における格差への配慮、気運醸成について言及されているが、その趣旨はソフト施策の充実を求めるものであって、ハード施策ではない。

4

3. 「体験機会の確保」のあるべき姿とは？

どのレベルの体験機会を、行政として保障すべきなのか？

機会保障	減免対象	問題点
小	市の体育施設のみ	➤ 文化施設等における減免が不要とされる理由は？
	市の体育・文化施設のみ	➤ 集会施設における減免が不要とされる理由は？
	市の全施設	➤ 民間施設における減免が不要とされる理由は？ ➤ 市の事業における減免が不要とされる理由は？
	市の事業	➤ 民間サービスにおける減免が不要とされる理由は？
	民間施設（スポーツクラブ）	➤ 生活困窮世帯に特化した減免が非常に困難 ➤ 高価
大	民間サービス（野球チーム、音楽教室、学習塾）	➤ 生活困窮世帯に特化した減免が非常に困難 ➤ 高価

最低生活の保障として、教育の範囲を超え、広く**機会の保障**を考える場合、明確な線引きは不可能

「減免」という手段の限界（現状の給付制度も含めた総合的な検討が必要）

7

4. 第2期日野市子どもの貧困対策に関する基本方針

目指すべき姿 全ての子どもたちが夢と希望を持って成長していけるような地域を目指します

基本的な方向性

1. 子どもの遊び・学び・体験機会の提供と個々の学力向上に取り組みます (17事業)
2. 安心して生活できる環境を整え、生活習慣の改善を図ります (18事業)
3. **子どもに係る経済的負担の軽減を図ります** (9事業)
4. 子育て家庭の悩みへの支援強化と生活の質の向上に取り組みます (8事業)
5. 効果的に情報を発信し、支援ネットワークを強化します (9事業)

事業

...
運動施設等の子どもが利用する施設の減免基準の見直し検討
...

8

5. 利用者負担原則（手数料～ガイドラインより）

『日野市手数料、使用料等の設定に関するガイドライン』

p.3 「3 基本的な考え方」中「（2）利用者負担の原則」より

施設運営管理や各種証明書の交付等の行政サービスの提供に要する経費は、

大部分が公費で運営されています。そこには、当該施設や行政サービスを利用しない人が納付した税金も含まれています。

利用者の視点に立てば、無料、若しくは安価の方が利用しやすいと思われます。しかし、その場合、公費により納税者全体で負担する額が増えることになります。このことは、限られた予算の中で、その分の公費を他の重要施策に充てることができなくなることを意味します。

限られた市の予算を有効に使うために、

施設や行政サービスを利用する人と利用しない人との
「負担の公平性」を考慮し、

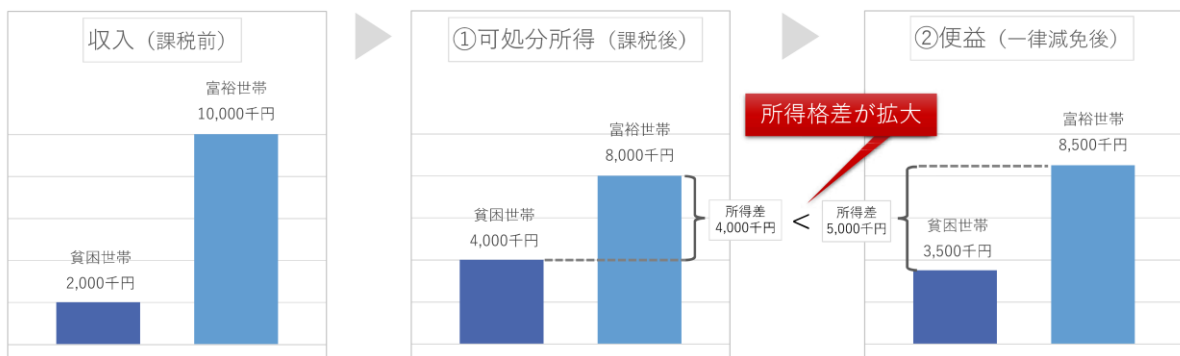
施設運営管理や行政サービスに要する費用の一部を直接的な利用者に負担（手数料、使用料等）していただく、利用者負担の考え方を原則とします。

9

6. 一律減免に関する考察

【考察の前提】富裕・貧困の2世帯のみの社会で、富裕世帯から2,000千円の税を徴収し、政策の財源とする。

- ① 貧困世帯に2,000千円全てを給付
- ② 貧困世帯に1,000千円を給付し、残りの1,000千円を使用料の一律減免の原資として使用
（富裕世帯と貧困世帯とで同回数施設利用し、500千円ずつ減免を受ける）



使用料の一律減免は、富裕世帯への便益の還元を生み、行政による所得の再分配機能を毀損する。

⇒直接税の一層の累進化を同時に実施する必要がある。（この例では、課税額を2,500千円に増税し、150千円を貧困世帯へ給付し、500千円ずつ減免する。）

13

7. 財政制約

現在日野市は「財政非常事態宣言」下の厳しい財政状況にあり

令和5～9年度の5年間で、**約80億円の財源不足**と試算



使用料・手数料も貴重な財源であることから、**一層の適正な運用**が求められる

【財源不足額の出典】「日野市財政再建計画・第6次行財政改革大綱実施計画」

14

8. 庁内調査の結果概要 (R5.12～R6.1)

① 減免による歳入への影響

- 全ての施設（下水道・市営住宅を除く）に子どもに対する減免制度を導入した場合、最大**▲1億5千万円**の歳入減となる。
- 生活困窮世帯の子に対象を限定すると、**▲2万円**の歳入減となる。

② 統一的な減免制度の制定への意向

全施設で統一して減免を導入すべきか聞いたところ、
「各施設の設置目的・特性・実情に応じて、各施設の所管部署の判断で減免すべき」という回答がもっとも多かった（38件中23件（60.5%））

15

9. 26市調査の結果概要 (R6.1～R6.2)

① 子どもの減免に関して統一的な考え方を定めているのは、
6市のみ

② 全施設で一律に子どもに対して減免をしているのは、
2市のみ ※必ずしも「全施設・子ども全員」ではない模様

③ 今後の方向性として、全施設で減免をする予定であるのは、
2市のみ

16

10. 減免目的別の効果等による考察

目的	想定対象者	想定施設	影響額	メリット	デメリット・要検討事項
子育て支援 (子育て世帯の負担軽減)	子ども全員	全施設	1億5千万円	➢ 子育て支援に対する全市的な気運醸成が図られる ➢ 困窮世帯の認定が不要	➢ 財源確保が困難（特に学童クラブ使用料。保育園負担金にも影響拡大） ➢ 費用対効果が不明 ➢ 公平性の毀損（施設利用の有無） ➢ 逆進性
子どもの居場所・体験機会の確保	子ども全員	➢ 社会教育施設 ➢ 体育施設	112万円	➢ 子どもが利用可能な施設（ハード）が拡大できる ➢ 困窮世帯の認定が不要	➢ 趣旨に当たっていない（コンテンツが求められている） ➢ 費用対効果が不明 ➢ 公平性の毀損（施設利用の有無） ➢ 逆進性
困窮世帯の支援	困窮世帯（の子）	全施設	2万円	困窮世帯による施設利用の拡大	➢ 他の給付政策との整合性（過剰給付の可能性） ➢ 認定等の事務コストが大 ➢ 困窮世帯間における公平性の毀損（施設利用の有無）

※「想定対象者」「想定施設」とは、目的達成のために対象とすべき対象者・施設を指す。

18

11. 方向性（案）

- 子どもによる施設利用に関して、減免を可能とする。
- 子どもによる運動施設等の利用に関して、減免を可能とする。
- 生活困窮世帯の子どもによる施設利用に関して減免を可能とする。
- 子どもに対する減免に関しては、対象範囲（年齢・所得・世帯等）・減免水準の設定も含め、各施設の特性に応じて柔軟に各所管部署で判断する。
- 類似施設間の整合性（減免の有無、減免対象、減免水準）に関しては、個別の施設特性を踏まえつつ、調整に努める。
- 以上について、「日野市手数料、使用料等の設定に関するガイドライン」に規定する（令和6年10月を目途）。

【理由】

- ① 一律の減免は、逆進性を高め、行政による所得の再分配機能を毀損する
- ② 公平性の観点から、利用者負担の原則を最大限考慮する必要がある
- ③ 様々な施設の特性の考慮を要する（施設の設置目的等）
- ④ 減免コストが莫大であるにもかかわらず、効果が不明確
- ⑤ 国の方向性（こども基本法・こども大綱にも）にも直接の言及はない
- ⑥ 26市において、一律減免を適用※している市は2市に留まる（※ 適用対象の精査が必要）

19

12. ガイドラインへの記載（改正案） 1/5

ページ	新	旧
17	4 減額及び免除規定 減額及び免除規定（以下「減免規定」という。）は、高齢者や障害者の社会参加の促進、<u>子育てに係る経済的負担の軽減</u>、市や教育委員会が行政目的で使用する等の際に設定しています。しかし、利用者のうち、大半で減免をしている施設では、使用料を設定している意義が失われることになります。 以上を踏まえ、本ガイドラインでは、各施設の特性<u>及び類似施設間の整合性</u>に配慮しつつ、<u>減免に関する考え方</u>を次のとおりとします。	4 減額及び免除規定 減額及び免除規定（以下「減免規定」という。）は、高齢者や障害者の社会参加の促進<u>及び</u>市や教育委員会が行政目的で使用する等の際に設定しています。しかし、利用者のうち、大半で減免をしている施設では、使用料を設定している意義が失われることになります。 以上を踏まえ、本ガイドラインでは、各施設の特性に配慮しつつ、<u>次の考え方により、必要に応じて減免規定の見直しを行います。</u>

20

12. ガイドラインへの記載（改正案） 2/5

ページ	新	旧
17	（１）基本的な考え方 減免規定による減収分は公費で負担することになるため、<u>また、各種の給付制度を含めた総合的な受益と負担の公平性への配慮も必要であることから、その適用は慎重に行う必要があると考えます。減免の目的に着目すると、減免以外の政策（や手法）の選択が、目的達成のためにはより効果的かつ効率的である可能性もあります（例えば、減免の目的が対象者の経済的困窮の救済にある場合、当該対象者が利用するとは限らない公共施設の使用料を減免しても効果は限定的です。また、体験機会の保障という目的からは、公共施設の使用料の減免だけでは、公共施設外で提供される体験機会は引き続き保障されない、という意味でも効果が限定されます。行政としては、様々な体験機会（提供主体は公民を問わない）を選択する自由も考慮しつつ、保障すべき水準の体験機会を平等に確保することが求められますが、現状の給付制度で既に達成されている可能性もあります）。</u>そこで、減免規定はあくまでも例外的な措置として、一定の減免配慮項目を示します。各施設において設置目的等を勘案し、真に必要な場合に限定するように検討し、必要な場合は条例を改正し、詳細については規則で定めることとします。	（１）基本的な考え方 減免規定による減収分は公費で負担することになるため、 その適用は慎重に行う必要があると考えます。 そこで、減免規定はあくまでも例外的な措置として、一定の減免配慮項目を示します。各施設において設置目的等を勘案し、真に必要な場合に限定するように検討し、必要な場合は条例を改正し、詳細については規則で定めることとします。

21

12. ガイドラインへの記載（改正案） 3/5

ページ	新	旧
17 ～ 18	（２）減免規定 減免率は、100％（免除）、50％（減額）、0％（減免なし）の3段階を基本とします。 減免規定は、利用者を団体利用と個人利用に区分し、利用区分に応じて設定します。 また、指定管理者が管理する施設は、別途、減免の取り扱いを定めます。 減免規定を適用する場合は、日野市行政財産使用料条例第5条等を参考にし、原則として、施設の主管課において、施設の設置目的、利用状況等に応じ、<u>類似施設間の整合性も考慮の上、適用する項目を下表の減免配慮項目（例）を参考にし、条例に定めることとします。</u>	（２）減免規定 減免率は、100％（免除）、50％（減額）、0％（減免なし）の3段階を基本とします。 減免規定は、利用者を団体利用と個人利用に区分し、利用区分に応じて設定します。 また、指定管理者が管理する施設は、別途、減免の取り扱いを定めます。 減免規定を適用する場合は、日野市行政財産使用料条例第5条等を参考にし、原則として、施設の主管課において、施設の設置目的、利用状況等に応じ、<u>適用する項目を下記の減免配慮項目（例）を参考にし、条例に定めることとします。</u>

22

12. ガイドラインへの記載（改正案） 4/5

18

ページ	新	旧																				
	<table><tr><th>減免項目（例）</th><th>減免区分</th></tr><tr><td>ア 市の執行機関が行政目的で使用する とき</td><td>免除</td></tr><tr><td>イ 身体障害者手帳、愛の手帳、精神 障害者保健福祉手帳所持者及びその 介護者が使用するとき</td><td>免除</td></tr><tr><td><u>ウ 児童福祉法による児童が利用する とき</u></td><td>減額又は免除</td></tr><tr><td><u>エ</u> その他市長が特に必要と認めると き</td><td>減額又は免除</td></tr></table>	減免項目（例）	減免区分	ア 市の執行機関が行政目的で使用する とき	免除	イ 身体障害者手帳、愛の手帳、精神 障害者保健福祉手帳所持者及びその 介護者が使用するとき	免除	<u>ウ 児童福祉法による児童が利用する とき</u>	減額又は免除	<u>エ</u> その他市長が特に必要と認めると き	減額又は免除	<table><tr><th>減免項目（例）</th><th>減額・免除区分</th></tr><tr><td>ア 市の執行機関が行政目的で使用する とき</td><td>免除</td></tr><tr><td>イ 身体障害者手帳、愛の手帳、精神 障害者保健福祉手帳所持者及びその 介護者が使用するとき</td><td>免除</td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td><u>ウ</u> その他市長が特に必要と認めると き</td><td>減額又は免除</td></tr></table>	減免項目（例）	減額・免除区分	ア 市の執行機関が行政目的で使用する とき	免除	イ 身体障害者手帳、愛の手帳、精神 障害者保健福祉手帳所持者及びその 介護者が使用するとき	免除			<u>ウ</u> その他市長が特に必要と認めると き	減額又は免除
減免項目（例）	減免区分																					
ア 市の執行機関が行政目的で使用する とき	免除																					
イ 身体障害者手帳、愛の手帳、精神 障害者保健福祉手帳所持者及びその 介護者が使用するとき	免除																					
<u>ウ 児童福祉法による児童が利用する とき</u>	減額又は免除																					
<u>エ</u> その他市長が特に必要と認めると き	減額又は免除																					
減免項目（例）	減額・免除区分																					
ア 市の執行機関が行政目的で使用する とき	免除																					
イ 身体障害者手帳、愛の手帳、精神 障害者保健福祉手帳所持者及びその 介護者が使用するとき	免除																					
<u>ウ</u> その他市長が特に必要と認めると き	減額又は免除																					

23

12. ガイドラインへの記載（改正案） 5/5

ページ	新	旧																				
20	3) 減免規定 減免規定は、施設の設置目的に応じて、上記の既存の有料駐車場の状況や下表を参考に、主管課において適用規定を個別に検討します。 <u>なお、基本的な考え方については、本体施設の減免等に関して定めた「4 減額及び免除規定」を準用します。</u>	3) 減免規定 減免規定は、施設の設置目的に応じて、上記の既存の有料駐車場の状況や下表を参考に、主管課において適用規定を個別に検討します。																				
	<table><tr><th>減免項目（例）</th><th>減免区分</th></tr><tr><td>ア 市の執行機関が行政目的で使用する とき</td><td>免除</td></tr><tr><td>イ 身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者及びその介護者が使用する とき</td><td>免除</td></tr><tr><td>ウ <u>児童福祉法による児童が利用する とき</u></td><td>減額又は免除</td></tr><tr><td>エ その他市長が特に必要と認めると き</td><td>減額又は免除</td></tr></table>	減免項目（例）	減免区分	ア 市の執行機関が行政目的で使用する とき	免除	イ 身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者及びその介護者が使用する とき	免除	ウ <u>児童福祉法による児童が利用する とき</u>	減額又は免除	エ その他市長が特に必要と認めると き	減額又は免除	<table><tr><th>減免項目（例）</th><th>減額・免除区分</th></tr><tr><td>ア 市の執行機関が行政目的で使用する とき</td><td>免除</td></tr><tr><td>イ 身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者及びその介護者が使用する とき</td><td>免除</td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td>ウ その他市長が特に必要と認めると き</td><td>減額又は免除</td></tr></table>	減免項目（例）	減額・免除区分	ア 市の執行機関が行政目的で使用する とき	免除	イ 身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者及びその介護者が使用する とき	免除			ウ その他市長が特に必要と認めると き	減額又は免除
	減免項目（例）	減免区分																				
	ア 市の執行機関が行政目的で使用する とき	免除																				
	イ 身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者及びその介護者が使用する とき	免除																				
ウ <u>児童福祉法による児童が利用する とき</u>	減額又は免除																					
エ その他市長が特に必要と認めると き	減額又は免除																					
減免項目（例）	減額・免除区分																					
ア 市の執行機関が行政目的で使用する とき	免除																					
イ 身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者及びその介護者が使用する とき	免除																					
ウ その他市長が特に必要と認めると き	減額又は免除																					

24

5 委員会

(1) 委員会の開催経過

日程	内容
令和6年6月3日	議案第1号に係る診技検討
令和6年6月10日	議案第2号に係る審議検討 議案第3号 //
令和6年6月14日～6月24日 (書面開催)	報告書等の確認

(2) 委員名簿

敬称略、五十音順 (◎委員長、○副委員長)

役割	氏名	区分
	河 合 利 春	公募市民
○	比 留 間 文 彦	公募市民
◎	堀 江 優 子	学識経験者

令和 6 年度日野市手数料、使用料等検討委員会 手数料改正案等に関する意見書

作 成 日：令和 6 年（2024 年）6 月 24 日
作成：日野市手数料、使用料等検討委員会
所管部署：日野市企画部企画経営課

〒191-8686
東京都日野市神明 1-12-1 日野市役所
電話：042-585-1111（代表）

| | |------| | ご連絡先 | |------|

電 話：042-514-8069（企画経営課）
F A X：042-581-2516
E-Mail：tokku@city.hino.lg.jp
